

新潟県恩給給与細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 7 月22日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第53号

新潟県恩給給与細則の一部を改正する規則

新潟県恩給給与細則（昭和32年新潟県規則第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（本籍又は現住所変更届出書）</p> <p>第7条 恩給給与規則第34条の規定により、本籍又は現住所を変更したことを届け出る場合は、おおむね別紙第8号様式による本籍又は現住所変更届出書を提出しなければならない。</p> <p>（恩給請求書類の様式等）</p> <p>第8条 恩給請求書類の様式、本属庁の事務、恩給証書の再交付申請及び恩給受給権存否の調査等については、恩給給与細則（昭和28年総理府令第67号）の規定を準用する。この場合において「<u>総務大臣</u>」とあるのは「新潟県知事」と読み替えるものとする。</p>	<p>（本籍又は現住所変更届出書）</p> <p>第7条 恩給給与規則第33条の規定により、本籍又は現住所を変更したことを届け出る場合は、おおむね別紙第8号様式による本籍又は現住所変更届出書を提出しなければならない。</p> <p>（恩給請求書類の様式等）</p> <p>第8条 恩給請求書類の様式、本属庁の事務、恩給証書の再交付申請及び恩給受給権存否の調査等については、恩給給与細則（昭和28年総理府令第67号）の規定を準用する。この場合において「<u>総務省人事・恩給局長</u>」とあるのは「新潟県知事」と読み替えるものとする。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。